

千葉県石油コンビナート等防災計画修正（令和5年度修正）の概要

令和5年12月
防災危機管理部消防課

県では、千葉県石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等のため、国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の変更等を反映した「千葉県石油コンビナート等防災計画」の修正（前回、令和2年度）を行いました。

主な修正内容

1 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」の内容を追記

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条の規定に基づき、令和4年9月30日に新たに155市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定されました。

本県においては、新たに27市町村が推進地域に指定され、その中で石油コンビナート等特別防災区域の6市のうち、千葉市が指定されました。

推進地域として指定された地域に係る県は、同法第5条第2項の規定に基づいて、石油コンビナート等防災計画に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」（以下、「推進計画」という。）を定めるよう努めなくてはならないこととされており、今回の修正において、本県の石油コンビナート等防災計画に推進計画を新たに記載しました。

2 配備基準の見直し

令和4年度から以下2つの情報について気象庁から発表されることになったことに伴い、配備基準の見直しを行いました。

- (1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際は、非常第一配備体制を敷く。
- (2) 「千葉県北西部」又は「千葉県南部」において長周期地震動の階級3以上が観測された場合は、非常第一配備体制を敷く。

3 時点修正等

統計数値の時点修正、各機関の組織名の変更、事業所の名称変更等を反映しました。